

別紙

令和5年度郡山市水道事業（旧中田簡易水道事業）会計に対する
一般会計繰出金の算出基準等

令和5年3月31日策定

1 繰出金の算出基準

(1) 補助金

ア 維持管理費の不足額

旧中田簡易水道事業に係る維持管理費に対し、当該事業に係る給水収益を充てても、なお不足する額

(2) 出資金

ア 資本的収支の不足額

旧中田簡易水道事業に係る資本的支出額に対し、当該事業に係る資本的収入額を充てても、なお不足する額

2 繰出金の支払

(1) 繰出金は、上下水道事業管理者からの請求に基づき支出する。

(2) 支払の時期は、令和6年5月までに実績確定額に基づき支払う。

附 則

1 この算出基準は、令和5年4月1日から適用する。

2 この算出基準は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。